

国土建推第1号
平成26年4月1日

一般社団法人情報通信設備協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（別添1）及び「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について」（別添2）において要請させていただいたところである。

本日（平成26年4月1日）、消費税率が5%から8%に引き上げられたところであり、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴会傘下建設業者に対し、改めて、指導方お願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添3参照）。

なお、地方公共団体に対して、別添4のとおり消費税の適切な取扱いを要請しているので、併せてお知らせする。

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成 25 年 10 月 1 日に施行されたところである。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置等が講じられており、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、元請負人及び下請負人のそれぞれが消費税転嫁対策特別措置法を遵守する必要がある。

また、消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合であっても、消費税率の引き上げに際して、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払が行われるためには、建設業法を遵守する必要がある。

建設工事の請負契約等において問題となることが懸念される消費税の転嫁拒否等の行為の考え方については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成 25 年 9 月 10 日公正取引委員会。以下「消費税転嫁拒否等ガイドライン」という。）が公表されており、また、建設工事の請負契約に関する法令遵守についても、「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成 24 年 7 月国土交通省土地・建設産業局建設業課）において、どのような行為が建設業法に違反するかについて示しているとおりである（別添 1 参照）。

については、今般の消費税率引上げに際し、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守を図るため、上記の趣旨及び内容を十分理解するとともに、貴団体傘下の建設業者に対し、指導方お願いする。

なお、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されているとともに、国土交通省においても、消費税の転嫁拒否等の行為について、適切な対応を求められていることから、各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添 2 参照）。

さらに、別添 3、4 及び 5 のとおり経済産業省、公正取引委員会、消費者庁及び国土交通省土地・建設産業局不動産課長より関係団体に対して通知されているので参考に通知する。

※別添省略

20140115 中第 1 号
国土建推第 31 号
公取取第 13 号
平成 25 年 1 月 17 日

代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

公正取引委員会委員長

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成 25 年 6 月 5 日に成立し、平成 25 年 10 月 1 日から施行されました。

公正取引委員会及び経済産業省においては、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、平成25年11月1日から同25日を締切りとして、無作為に抽出した15万事業者を対象に、消費税の転嫁拒否等の行為の有無等に関する調査を行ったところ、建設業、製造業及び卸売業・小売業においては、消費税の転嫁拒否等の行為が現在行われている、又は今後行われる可能性があるとの声が多く寄せられました。

貴団体におかれては、別紙の遵守事項等について十分理解するとともに、改めて貴団体傘下の事業者に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、全社的に適切な措置を講じるべきことを周知徹底いただくよう要請します。

なお、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、消費税転嫁対策特別措置法に違反するおそれのある事業者に対しては、その事務所又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査を行うなどの調査を行います。その結果、違反行為があると認めるときは、迅速かつ厳正に対処してまいります。特に、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、公正取引委員会が事業者に対して勧告を行い、その旨の公表を行います。

以上

消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。

1. 特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者 (転嫁拒否をする側) (買手)	特定供給事業者 (転嫁拒否をされる側) (売手)
①	大規模小売事業者（注）	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
②	法人である事業者であって、右欄に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの（大規模小売事業者を除く。）	・ 個人である事業者 ・ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者 ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者

（注）大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定める次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が100億円以上である者

イ 次のいずれかの店舗を有する者

- ・ 東京都特別区及び政令指定都市の区域内にあつては、店舗面積が3000平方メートル以上の店舗
- ・ それ以外の市町村の区域内にあつては、店舗面積が1500平方メートル以上の店舗

2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は以下に掲げる行為を行ってははいけません。

(1) 減額

商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと

＜問題となる事例＞

ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

エ リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

(2) 買いたたき

商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること

＜問題となる事例＞

ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）

オ 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

（注）免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費

の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者の商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させること

<問題となる事例>

【商品購入、役務利用の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ウ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

ただし、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は、商品購入、役務利用又は利益提供の要請に該当しない。

(4) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと（注）

（注）申出を拒むとは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

イ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

(5) 報復行為

上記（１）から（４）に掲げる行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

建設産業における消費税の転嫁対策について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課

消費税率の引上げについて

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

＜消費税率引上げのスケジュール＞

・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布

・ 平成26年4月1日 消費税率5% → 8%適用

・ 平成27年10月1日 消費税率8% → 10%適用

※消費税率の引上げに当たっては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか？ ➡ 契約日ではなく、「**引渡し日**」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

○物の引渡しを要するもの…目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日

○物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡し日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

ポイント②経過措置とは？ ➡ **消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用**されます

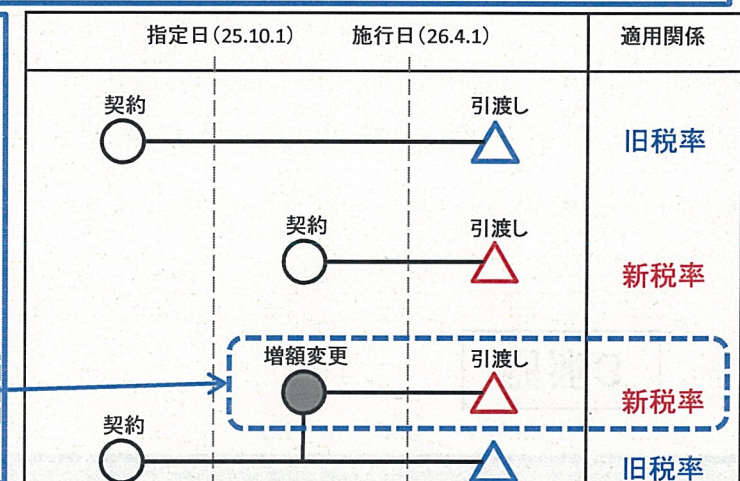
工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかることを考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

○消費税率8%適用に係る指定日…平成25年10月1日(←平成26年4月1日の半年前)

○消費税率10%適用に係る指定日…平成27年4月1日(←平成27年10月1日の半年前)

＜注意＞増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



※消費税率10%に係る指定日は平成27年4月1日、施行日は平成27年10月1日となる

元下契約に関する経過措置と損益の関係

消費税は原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額が納付税額となる。

→ 消費税が適正に転嫁されていれば、適用税率の違いによって元請業者の損益に影響を与えない。

《現行》 元請契約5%、下請契約5%

下請契約額 840(うち税40)		請負契約額 1,050(うち税50)	
下請受注額	税	利益	税 50
800	40	200	
		下請発注額	
		800	

《引上げ後》 元請契約5%(経過措置)、下請契約8%

下請契約額 864(うち税64) ※指定日以降の契約(8%)		請負契約額 1,050(うち税50) ※指定日前の契約(5%)	
下請受注額	税	利益	税 50
800	64	200	
		下請発注額	
		800	

※元下契約の関係は、発注者と契約関係のある元請業者と一次下請業者だけでなく、一次下請と二次下請など全ての下請契約の段階で成立する。

$$\begin{array}{lcl} \text{利益} & 1,050 - 840 - 10 & = 200 \\ \text{納付税額} & 50 - 40 & = 10 \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{利益} & 1,050 - 864 - \blacktriangle 14 & = 200 \\ \text{納付税額} & 50 - 64 & = \blacktriangle 14 \text{ (還付)} \end{array}$$

(注) 地方消費税を含む。

下請に支払った消費税額と同額の控除

長期大規模工事等における経過措置について

指定日から施行日の前日までの間に締結した長期大規模工事等の請負契約においては、右記算式により計算した金額にかかる部分については旧税率が適用されます。

$$\begin{array}{l} \text{長期大規模工事等} \\ \text{に係る対価の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に} \\ \text{支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{施行日の前日の現況により見積られる工事原価の額} \end{array}}$$

※経過措置の具体的な内容等につきましては、国税庁HPをご覧ください。

【参考】国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/>)に「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」(平成25年4月)等改正に関する資料が公表されています。

消費税転嫁のポイント

- 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。

➡ 消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要

- 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。

➡ 下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結することが重要

※免税事業者については、消費税分を別途受け取ることは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税分を価格に上乗せすることが必要

※ 建設工事標準請負契約約款(公共・民間・下請)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

建設産業への影響について

請負契約という建設工事の特性から、発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業では、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念があります。

<過去の転嫁拒否事例>

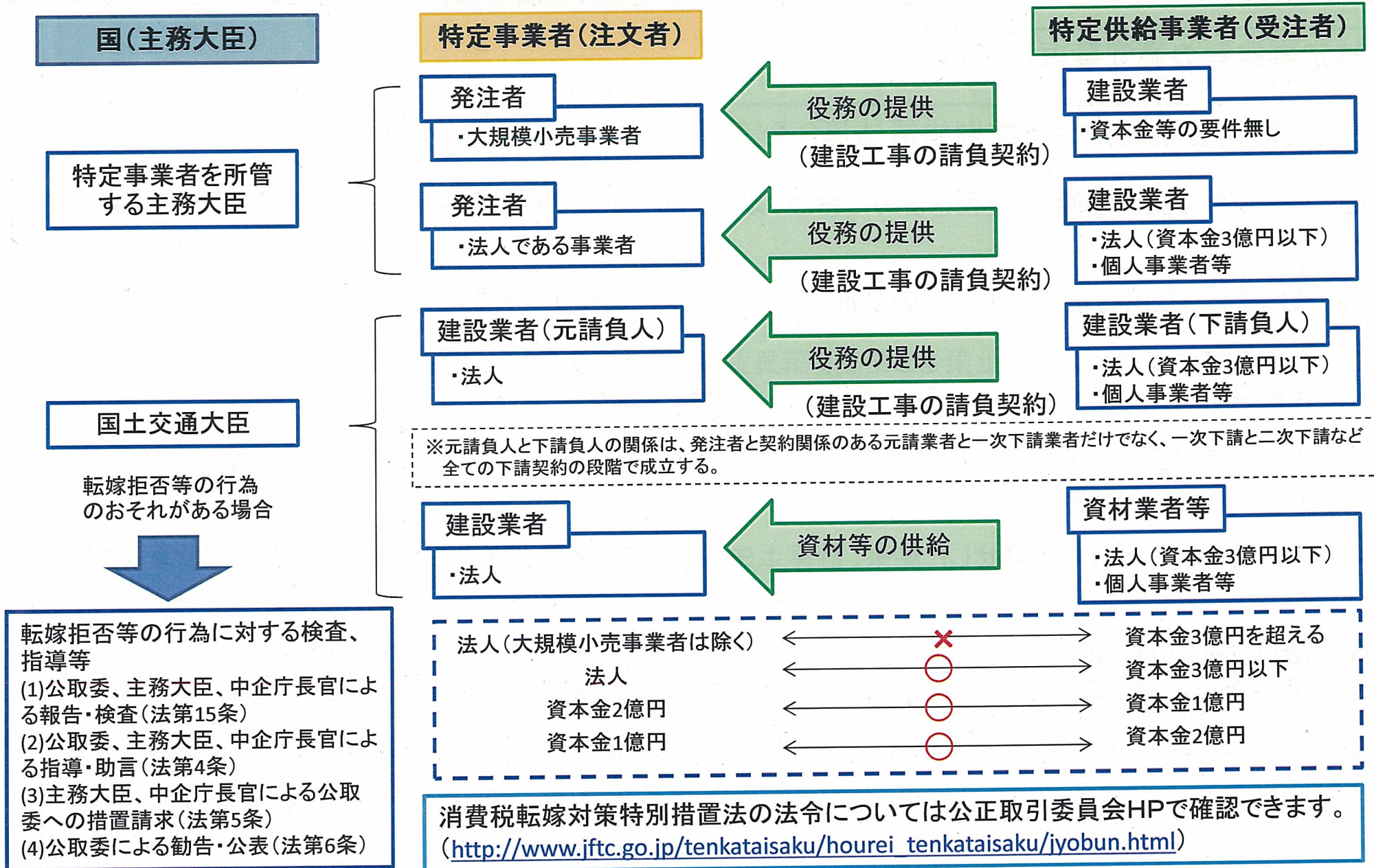
① 設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率(5%)が適用されるところ、発注者の理解を得ることができず、本体契約と同じ旧税率(3%)でしか支払ってもらえず、税率の差分(2%)を元請企業が負担して納税した。

② 税率引き上げに伴い、駆け込み発注が生じ、設計業務に支障が出るほどの繁忙となった。これにより、概算設計による契約が多くなり、その後の設計変更も増加し、ケース①のような状況が生じた。

③ 元請企業が下請企業に対して消費税の引き上げ分の値引きを求めた。

④ 発注者と元請企業との契約が経過措置の適用により旧税率が適用されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否した。

消費税転嫁対策特別措置法と建設業との関係について



特定事業者の遵守事項(法第3条)

(1)減額(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段)

- 契約済みの請負金額(消費税を含めた金額。以下同じ)から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき請負金額から減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を請負金額とする旨契約したにもかかわらず、支払の際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を請負金額から一方的に切り捨てて支払う場合

※減額とはならない合理的な理由

瑕疵がある場合や工期に間に合わなかった場合等、特定供給事業者の責に帰すべき理由により、相当と認められる範囲内で対価を減じる場合など

→ 指定日以後の契約において、「引渡し日」が施行日前から施行日後に変更になるおそれがある場合、あらかじめ消費税率の引上げに伴い発生する消費税の増額相当分の取扱いについて、契約書等で明確に記載しておくことが重要。

特定事業者の遵守事項(法第3条)

(2) 買ったとき(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段)

- 請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 安価受注を実施することを理由に、大量発注などによる請負人等のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、請負人等に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 免税事業者である請負人等に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合(注)
- 消費税率が2段階で引上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分を全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 工事内容を減らし、請負金額を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その請負金額の額が工事内容を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

特定事業者の遵守事項(法第3条)

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請(消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)

【商品の購入、役務の利用要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 消費税引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった請負人等に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う請負金額の引上げに当たって不利な取扱いをする旨示唆する場合

【利益提供の要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、請負人ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合等
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、請負人等に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示変更等に係る値札付け替え等のために、請負人等に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

(4) 本体価格での交渉拒否(消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)

- 請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人からの申出を明示的に拒む場合
- 請負人等が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる場合
- 注文者が、本体価格と消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

(5) 報復行為(消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号)

- 請負人が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをされた等

※詳細は公正取引委員会HPで公表されている「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」をご覧ください。

建設業法における遵守事項

消費税率の引上げにあたり、以下の行為を行った場合は、建設業法上の違反となります。

・見積条件の提示(建設業法第20条第3項)

本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合

・書面による契約締結(建設業法第18条、第19条第1項)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合

・やり直し工事(建設業法第18条、第19条第2項)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する行為

・工期(建設業法第19条第2項)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに工期の短縮や変更を強要する行為

・支払保留(建設業法第24条の3、第24条の5)

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに支払を保留する場合

・長期手形(建設業法第24条の5第3項)

請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合



上記行為を行った場合

建設業法における検査、指導等

・報告・検査(法第31条) ・指導・助言・勧告(法第41条) ・公取委への措置請求(法第42条)

建設産業における転嫁対策について

具体的な転嫁対策の取り組みとしては、

①消費税の円滑かつ適正な転嫁について各方面(※)への周知徹底

※建設業団体への説明会実施

※建設業法令遵守に係る指導通知の一環として、建設業団体に対し、消費税の適正な転嫁について通知を発出

②相談窓口の設置(政府全体、国交省建設業所管部局) ※下記参照

③政府全体で実施する書面調査並びに元請企業・下請企業間の取引実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握

④建設業法令遵守推進本部による建設企業への立入検査・指導等徹底

などについて、これまで培ってきた調査指導の体制・ノウハウも有効に活用しながら、建設産業における円滑かつ適正な転嫁対策を実施する。

相談窓口

○内閣府に政府共通の窓口として消費税価格転嫁等総合相談センターを設置

専用ダイヤル:0570-200-123

URL:<http://www.tenkasoudan.go.jp>

【受付時間】平日9:00-17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※国土交通本省においても消費税価格転嫁等総合相談センター分室を設置

○各地方整備局等においては「建設業 法令遵守推進本部」にて対応(駆け込みホットラインの活用)

※駆け込みホットライン・・・0570-018-240

○都道府県においても相談窓口を設置

消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、消費税価格転嫁等総合相談センターや駆け込みホットライン等による転嫁拒否行為に関する相談対応を開始

→これまでのところ、建設業の取引に係る消費税転嫁拒否行為に関する相談は数件寄せられている(平成26年2月25日現在)

→今後、消費税率が引き上げられる平成26年4月1日以降に引き渡し等を予定している建設工事の請負契約が増加し、消費税転嫁拒否等が行われる可能性が高まると予想されるため、建設業者の消費税転嫁拒否等に対する監視を強化する

1. 建設業法に基づく立入検査による消費税転嫁拒否に関する調査の実施

- 平成26年1月以降に実施する建設業法に基づく立入検査において、消費税転嫁拒否が行われていないか調査を実施
- 立入検査において消費税転嫁拒否等に関するヒアリングを行い、関連情報を収集

2. 下請業者に対する「消費税転嫁拒否等に関する出張相談」の実施

- (一社)建設産業専門団体連合会が開催する「平成25年度建設専門業の経営革新支援研修会」(平成26年1月20日～平成26年2月24日の間、全国10カ所で開催)において、消費税の転嫁拒否に関する相談の受付及び出席者に対してアンケートを行い、消費税転嫁拒否に関連する情報を収集

3. 平成26年度下請取引等実態調査における消費税転嫁拒否に関する調査の実施

- 平成26年度下請取引等実態調査において、消費税転嫁対策特別措置法の施行以降(平成25年10月1日～平成26年6月30日)の期間に消費税転嫁拒否等が行われているかどうか調査を実施



消費税価格転嫁等総合相談センターや駆け込みホットライン等に寄せられた情報に加え、上記取組により、消費税転嫁拒否を行った企業名を覚知した場合、消費税転嫁対策特別措置法に基づく立入検査等を行う

別添 4

国土入企第 1 号

平成 26 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税率の引上げに伴う消費税の適切な取扱いについて

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」(平成25年10月1日付国入企第13号)(別添1)にて要請しているところです。

本日(平成26年4月1日)、消費税率が5%から8%に引き上げられたところあり、改めて、上記通知を踏まえ、公共工事の請負者等に対して消費税を適切に支払っていただくようお願い致します。

また、建設業者団体に対して、別添2のとおり消費税の円滑かつ適正な転嫁について要請しておりますので、これを参考に、元請負人に対して下請負人への円滑かつ適正な転嫁についての指導等を実施していただきますようお願い致します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(政令指定都市を除く。)に対しても、本要請の周知をよろしくお願い致します。

別添1

国土入企第13号

平成25年10月1日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日から施行されることとされています。これにより、国土交通省直轄工事等においては、別添1のと通りの取扱いを講じることとなりましたので、これを参考として、適切な取扱いに努めて頂くようお願いいたします。また、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。

国 地 契 第 3 3 号
国 北 予 第 2 3 号
平成25年10月1日

各地方整備局 総 務 部 長
北海道開発局 事業振興部長 あて

大臣官房地方課長
北海道局予算課長
(公印省略)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。第3を除き、以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。第3を除き、以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとされている。

これにより、施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に、改正後の税率による消費税及び地方消費税（消費税と地方消費税とを合わせた税率は8パーセント）が課されることとされたところであるが、消費税法改正法附則第5条第3項の規定に基づき、平成8年10月1日から平成25年10月1日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事請負契約等に基づき施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率（消費税と地方消費税とを合わせた税率は5パーセント）が適用されることとされたところである。

このため、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局の所掌する工事等について、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺憾なきを期するとともに、受注者に対する周知にも留意されたい。

また、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについては、別途通知する。

記

第1 工事等の取扱いに関する基本的方針

施行日以後に契約を締結する工事等（建設コンサルタント業務等を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的方針は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

消費税（地方消費税を含む。(2)①及び第3を除き、以下同じ。）は、税の転嫁を通じて最終的には発注者等の消費者が負担すべきものであることにかんがみ、予定価格は、別に定める積算基準により消費税を考慮して適正に定めるものとする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法

消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、入札、落札者の決定等に当たっては、次の方法によるものとする。

① 入札公告、入札説明書又は指名通知書に「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」の文言を明記し、入札参加者にその旨を周知するものとする。

② 入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載させるものとする。

③ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするものとする。

なお、会計法令上は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が相手方の申込みに係る価格であるので、留意すること。

④ 実務上は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条に規定する「予定価格を記載し、又は記録した書面」の予定価格が記載された行の下に入札書に記載された金額と比較する価格を「入札書比較価格〇〇円」と記載するものとする。

⑤ 随意契約による場合には、①から④までの方法に準じた方法によるものとする。

(3) 工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法

工事請負契約書等（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の別冊土木設計業務等委託契約書（以下「土木設計業務等委託契約書」という。）、「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の別冊建築設計業務委託契約書（以下「建築設計業務委託契約書」という。）、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の別冊建築工事監理業務委託契約書（以下「建築工事監理業務委託契約書」という。）及び

「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)の別冊発注者支援業務等委託契約書(以下「発注者支援業務等委託契約書」という。)をいう。以下同じ。)においては、契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税の額を明らかにするため、請負代金額等(請負代金額及び業務委託料をいう。以下同じ。)に併せて当該取引に係る消費税の額(請負代金額等に108分の8を乗じて得た額)を記載するものとする。この場合において、契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体の場合の当該取引に係る消費税の額は、甲型にあつては請負代金額等に課税事業者の出資の割合を乗じて得た額に108分の8を乗じて得た額とし、乙型にあつては請負代金額等のうち課税事業者の分担工事額に108分の8を乗じて得た額とする。

なお、消費税の額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第2 経過的な工事等に関する取扱い方針

1 平成25年度国庫債務負担行為に基づく契約に係る工事等で、指定日以後に契約を締結するものの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

第1の(1)によるものとする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法及び工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法

第1の(2)及び(3)によるものとする。

(3) 前金払、部分払及び出来高部分払の取扱い

平成25年度における前金払、部分払及び出来高部分払には、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事等については、1の工事等と同様に取り扱うものとする。

3 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、第1又は1の規定に準じて取り扱うものとする。

4 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の工事等で遅延により引渡しが行われるものとなるものの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 消費税の税率の改正による消費税の増加額分の負担

工期の延長が工事請負契約書第19条から第21条までの規定による場合、履行期間の延長が土木設計業務等委託契約書第19条、第20条又は第22条の規定による場合等工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰することができない事由によりなされる場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分(免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分)につき請負代金額等を変

更するものとする。

(2) 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次によるものとする。

① 受注者が課税事業者の場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分は、請負代金額等から取引に係る消費税額を除いた金額に100分の3を乗じて得た額とする。

② 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額を除いた金額に100分の3を乗じて得た額とする。

(3) 課税事業者、免税事業者の確認方法

受注者が課税事業者であるか又は免税事業者であるかの旨（予定を含む。）の確認は、受注者の届出書及びこれの説明資料によるものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(5) 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。

5 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引き渡される工事等で、受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分につき請負代金額等を変更するものとする。

6 1から5までの規定により難い特別の事情があるものの取扱いについては、別途協議するものとする。

第3 経過的な工事等に係る工事請負契約書等の特別の規定

1 第2の1の工事、土木設計業務等及び建築設計業務については、当初の契約締結時に、それぞれ工事請負契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

(1) 第2の1の工事の工事請負契約書

附 則

1 平成25年度における前金払については、第40条第1項の規定にかかわらず、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成25年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「平成25年度の出来高予定額（当該出来高予定額に108分の3を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成25年度の出来高予定額が」と、「請負代金額を」とあるのは「平成25年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成25年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「平成25年度の出来高予定額未満」と、第35条中「請負代金額」とあるのは「平成25年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の場合において、平成25年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第40条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは

「附則第1項」として同項を適用する。

- 3 第1項の場合において、平成25年度に平成26年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第40条第3項中「第1項の場合」とあるのは「附則第1項の場合」と、「同項」とあるのは「附則第1項」と、「前払金相当分」とあるのは「前払金相当分（当該前払金相当分に108分の3を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
 - 4 平成25年度における部分払金の額の算定については、第41条第2項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成25年度における請負代金相当額（平成25年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第41条第1項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成25年度の出来高予定額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成25年度の出来高超過額にあっては、出来高超過額（当該出来高超過額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成25年度の出来高予定額にあっては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
 - 5 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
- (2) 第2の1の土木設計業務等の土木設計業務等委託契約書及び建築設計業務の建築設計業務委託契約書

附 則

- 1 平成25年度における前金払については、第37条の3第1項の規定にかかわらず、第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「平成25年度末」と、「業務委託料の」とあるのは「平成25年度の履行高予定額（当該履行高予定額に108分の3を乗じて得た額を除く。）の」と、「業務委託料が」とあるのは「平成25年度の履行高予定額が」と、「業務委託料を」とあるのは「平成25年度の履行高予定額を」と、「業務委託料以上」とあるのは「平成25年度の履行高予定額以上」と、「業務委託料未満」とあるのは「平成25年度の履行高予定額未満」と、第35条中「業務委託料」とあるのは「平成25年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成25年度について前払金を支払わない旨が設計図書

に定められているときには、第37条の3第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第1項」として同項を適用する。

- 3 第1項の場合において、平成25年度に平成26年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第37条の3第3項中「第1項の場合」とあるのは「附則第1項の場合」と、「同項」とあるのは「附則第1項」と、「前払金相当分」とあるのは「前払金相当分（当該前払金相当分に108分の3を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

- 4 平成25年度における部分払金の額の算定については、第37条の4第2項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（平成25年度における業務委託料相当額（平成25年度の履行高超過額を含む。ただし、当該履行高超過額について第37条の4第1項の規定による部分払の請求がないときは、当該履行高超過額を除く。）に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの履行高予定額」とあるのは「前会計年度までの履行高予定額（平成25年度の履行高予定額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、「履行高超過額」とあるのは「履行高超過額（平成25年度の履行高超過額にあつては、履行高超過額（当該履行高超過額に108分の3を乗じて得た額を除く。））」と、「当該会計年度の履行高予定額」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（平成25年度の履行高予定額にあつては、当該会計年度の履行高予定額（当該履行高予定額に108分の3を乗じて得た額を除く。））」として同項を適用する。

- 2 第2の2の工事、土木設計業務、建築設計業務、建築工事監理業務及び発注者支援業務等については、当初の契約締結時に、それぞれ工事請負契約書、土木設計業務等委託契約書、建築設計業務委託契約書、建築工事監理業務委託契約書又は発注者支援業務等委託契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

(1) 第2の2の工事の工事請負契約書

附 則

- 1 平成25年度における前金払については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 部分払金の額の算定については、第37条第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成25年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に108分の3を乗じて得た額を除く。））」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第37条第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額（平成25年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に108分の3を乗じて得た額を除

く。)」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。

- 4 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

(2) 第2の2の土木設計業務等の土木設計業務等委託契約書及び建築設計業務の建築設計業務委託契約書

附 則

- 1 平成25年度における前金払については、第34条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に108分の3を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 平成25年度における部分払金の額の算定については、第36条の2第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（平成25年度における第36条の2第6項の規定による部分払の請求にあっては、当該業務委託料相当額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、同条第5項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第36条の2第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（平成25年度における第36条の2第6項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、同条第5項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。

(3) 第2の2の建築工事監理業務の建築工事監理業務委託契約書

附 則

- 1 平成25年度における部分払金の額の算定については、第27条第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（平成25年度における第27条第5項の規定による部分払の請求にあっては、当該業務委託料相当額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 2 第27条第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象

となった業務委託料相当額を控除した額（平成25年度における第27条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に108分の3を乗じて得た額を除く。）としてこれらの規定を適用する。

(4) 第2の2の発注者支援業務等の発注者支援業務等委託契約書

附 則

- 1 平成25年度における部分払金の額の算定については、第35条第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（平成25年度における第35条第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に108分の3を乗じて得た額を除く。）としてこれらの規定を適用する。
 - 2 第35条第6項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（平成25年度における第35条第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に108分の3を乗じて得た額を除く。）としてこれらの規定を適用する。
- 3 第2の4の工事については、請負代金額の変更時に、工事請負契約書の条項に次のとおり附則として特別の規定を設けるものとする。

附 則

第25条第1項の規定による請求があつた場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）として同項を適用する。